

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年08月30日

照会部署名 南関東ブロック本部 サービス推進・お客様相談G

照会担当者 鈴木 和也

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 梶本

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000	本部受付番号 No.2010-889
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

任意適用事業所の新規適用届の添付書類（公租公課の領収書）について

(内容)

健保適用の業務処理マニュアルのI-1-6に「任意適用事業所となる個人事業所は、事業主の公租公課の納入状況を確認するため、所得税（国税）、事業税および市町村民税（地方税）、国民年金保険料、国民健康保険料の領収書（原則1年分）の添付（コピーでも可）が必要となる。」とあります。

疑義照会2010-4では、「公租公課の納入状況（原則1年分）を確認することとしているが、公租公課を確認する趣旨については、昭和38年7月25日付保発第23号通知において、保険料の滞納が生じるおそれがないかを確認するためとされていることから、できるだけ協力をいただくことが必要であるが、他の添付書類によってそのおそれが生じないことが確認できれば、添付を省略することも差し支えないと考える。」との回答をいただいております。（別添1）

一方、日本年金機構ホームページ「健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧」【事業所関係届書・申請書】の新規適用届の手続き等のページの【添付書類】には、「公租公課の領収証（原則1年分）（コピー可）」とだけしか記載されておりません。（別添2）

全国的に、5種類すべてのコピーの写を求めている事務所と、いずれか1種類のコピーの写だけを求めている事務所が見受けられることから、本部としての見解をご教示ください。

(ブロック本部回答)

※疑義照会内容については、厚生年金適用支援グループ確認済みです。

回答日 平成22年08月30日
回答部署名 南関東ブロック本部
適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター
厚生年金適用支援グループ長 川合 満男
連絡先 [REDACTED]

(本部回答)

任意適用事業所となる個人事業所は、昭和38年7月25日付保発第23号通知により、保険料の滞納が生じるおそれがないかを確認するため公租公課の納入状況を確認することが必要となる。

公租公課とはマニュアルで示されているとおり、所得税（国税）、事業税および市町村民税（地方税）、国民年金保険料、国民健康保険料の5種類となる。そのため原則この5種類すべての領収書の写を求める事になるが、上記目的を達成できる範囲で提出させることで差し支えない。

回答日 平成22年11月 8日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上